

平成29年 第3回隠岐の島町議会会議録

開 会 (開議) 平成29年 9月27日 (水) 9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	大江	寿	7番	池田	賢治	13番	米澤	壽重
2番	村上	謙武	8番	安部	大助	14番	遠藤	義光
3番	菊地	政文	9番	前田	芳樹	15番	池田	信博
4番	石橋	雄一	10番	平田	文夫	16番	福田	晃
5番	村上	三三郎	11番	石田	茂春			
6番	西尾	幸太郎	12番	高宮	陽一			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田	高世偉	定住対策課長	鳥井	登
副町長	大庭	孝久	農林水産課長	佐々木	千明
教育長	村尾	秀信	上下水道課長	田中	秀喜
総務課長	八幡	哲	建設課長	山崎	龍一
会計管理者	池田	賢一	大規模事業課長	河北	尚夫
企画財政課長	渡部	誠	総務学校教育課長	池田	茂良
税務課長	藤木	正英	生涯学習課長	中林	眞
町民課長	名越	玲子	布施支所長	竹本	久
福祉課長	長田	栄	五箇支所長補佐	村上	克樹
保健課長	平田	芳春	都万支所長	佐々木	義直
環境課長	藤川	芳人	企画財政課長補佐	石田	寛弥
観光課長	吉田	隆	総務課長補佐	野津	千秋

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	野津	浩一	事務局長補佐	中村	恵美子
--------	----	----	--------	----	-----

1. 議員提出議案の題目

発委第 4号 地方財政の充実・強化を求める意見書

発議第 1号 県費負担教職員人事権に係る現行制度の堅持を求める意見書

議事の経過

○議長（石田茂春）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 10時43分）

日 程 第 1. 委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会及び決算特別委員会の審査に付託した町長提出議案の、議第81号から議第91号までの補正予算案及び条例関係等11件、決算認定14件、並びに継続審査となっている各常任委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、それぞれの委員長の報告を求めます。

始めに、総務教育民生常任委員長 12番：高宮 陽一 議員

○12番（高宮陽一）

それでは、総務教育民生常任委員会の報告を行います。

委員会は、議会閉会中の9月6日、7日、会期中の25日、26日の4日間開催し、今定例会で付託されました案件並びに調査事項について慎重に審査を行いましたので、審査の経過並びに結果について報告いたします。

まず、議第81号の「平成29年度隠岐の島町一般会計補正予算(第3号)」及び、議第82号「平成29年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)」から、議第85号「平成29年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計補正予算(第1号)」

までの5件、並びに議第88号の条例の一部改正1件、追加提案のあった議第91号「工事請負契約の締結」1件、計7件については、全会一致で「可決すべし」といたしました。

また、請願第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書を政府等に提出することを求める請願」1件については、これも全会一致で「採択」といたしました。

次に、審査の過程における主な意見・指摘した事項等について申し上げます。

まず、総務費の島後地区防犯連合会への補助金についてであります。町内に防犯カメラを増設するための増額補正であります。防犯カメラは犯罪防止や抑制のためには有効な手段ではありますが、一方ではプライバシーの侵害などの問題も言われております。設置に当たっては、地区住民にしっかりと説明し理解を求めるよう指摘いたしました。

次に、個人番号カードシステム改修や国民年金事務の基幹システム改修は、法律の改正に伴う改修であり、財源は全額国庫負担とのことではありますが、今後も国の法改正によるシステム改修は益々増えることも推察されます。

町全体の情報処理システム維持及び改修費は、当初予算でも1億3,300万円を超えておりますが、合併当初は、維持費は年々減少するとのことだったと思います。

これらを維持するための一般財源も1億円を超えているため、新庁舎の建設に合わせて情報管理システムをどうするか、再考すべき課題ではないかとの意見があったことを申し添えておきたいと思います。

次に、衛生費の保健活動費、食生活改善推進協議会補助金の増額は、来る10月2日から3日にかけて松江市で開催される全国大会参加及び動員のための経費であります。

今回の補正とは直接の関係はございませんが、現在、隠岐の島町の食生活改善推進員は40名余りであります。以前は、100名を超える推進員が活動していましたが、現在は40名余りとなり、後継者の育成は喫緊の課題でもあります。

健康の原点は“食”でございます。“食”は重要な課題であり、食生活の改善は、健康な地域づくり・町づくりに欠かすことはできません。町民の健康増進のためにも研修会など開催し、後継者の育成を検討するように指摘いたしました。

次に、商工費・布施地区の観光施設である国民保養センター・ログハウスのエアコン購入費ではありますが、老朽化・塩害等により交換が必要となったものであります

しかしながら、2年間使用しなかったとのことではありますが、腐食の状態を見る限り、平素の管理の方法も問題であります。特に、塩害など想定できる状況にあり、今後はしっかりと管理するよう指摘をしたところでございます。

次に、教育費についてであります。

各小中学校の施設維持管理費については、年度中途における補正予算が近年多く見受けられるようになりました。機器の故障など、止むを得ないものもありますが、児童生徒の、より良い学習環境を確保するためにも平素から整備・点検を行い、計画的な補修・修繕をする体制を確立するよう指摘をしたところでございます。

次に、請願第1号についてであります。

隠岐の島町職員組合 執行委員長 田崎幸雄氏から提出のあった「地方財政の充実・強化を求める意見書を政府等に提出を求める請願」についてであります。請願の趣旨は、来年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、政府関係機関に意見書提出を求めるものであります。

各地方自治体、特に本町においても、総合戦略や国境離島特措法に対する新たな財政負担も発生し行政需要が拡大してきており、地方財政の安定確保は最重要課題であります。

以上の理由から、全会一致で「採択」としたところであります。

次に、所管の調査事項についてであります。

本町では、医師の指示により島外での出産を余儀なくされた場合に、「隠岐の島町妊婦島外出産助成金交付要綱」により、交通費・滞在費のほか宿泊費の助成を行っておりますが、松江市にあるレインボープラザが、本年12月11日から来年3月9日までの約3か月間、改修工事のため全館で宿泊が出来なくなるため、他の宿泊施設を利用した時に宿泊費を全額助成するとのことであります。

しかしながら、全額助成としながらも、レインボープラザの島民割引前の金額と同程度を基準とするとしており、委員からは、「全額助成は有難いが、宿泊施設によっては不公平感も生じることから定額なり上限を定めるべきではないか」との指摘もありません。

担当課では、再度、検討した結果、一泊当たり7,000円を上限として助成するように要項の変更をしたいとのことであります。現在作業中とのことであります。

最後に、「行政視察」について報告いたします。

お手元に配付の報告書を見ていただきたいと思います。

去る8月22日、健康増進施策について京都府精華町を訪問し、「せいか365プロジェクト」の取り組みについての視察を行いました。

精華町からは、岩前健康福祉環境部長をはじめ、健康推進課長、議会事務局長など4名の皆さんが親切丁寧に対応していただきました。

精華町は京都府の南西端にあり、近畿圏のほぼ中心で木津川流域に位置しており、昭和6

年に川西村として誕生、昭和 26 年に合併して精華村となり、更に、昭和 30 年には町村合併促進法により村制を町制に改め、精華町が誕生したとのことであります。

町の面積は 25.68 km²、人口は平成 28 年 10 月 1 日現在で 37,531 人であり、関西文化学術研究都市の中心地として都市建設が進められ、現在も人口が増加中とのことであります。

私たちが視察をした、「せいか 365 プロジェクト」とは、町民一人ひとりが健康づくりに主体的に参画することで、笑顔でつながり、地域で支えあいながら、健やかで元気に満ちた地域社会を実現するための取り組みであります。

精華町では、生活習慣病の方や介護を必要とする方が増加しており、その予防は、個人や家族の健康問題としてだけではなく、健康寿命の延伸や医療費など保険給付費の伸び抑制の面からも地域や町全体の課題となっており、予算編成時に、このことが取り組みのきっかけになったとのことであります。そこで、平成 25 年 6 月から、「精華町健康増進に係る庁内推進本部」を設置し、町民の健康を取り巻くさまざまな課題の解決に向けて、総合的かつ多角的に検討するための取り組みを開始したばかりであります。

精華町の第 5 次総合計画の基本計画の中で、「安全・安心で健やかな暮らしのまちづくり」が位置づけられ、関連の計画として、健康増進計画、食育推進基本方針、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障がい者基本計画、障がい者福祉計画、児童育成計画、子ども・子育て支援事業計画、地域福祉計画などがございます。

健康づくり運動の推進体制では、まず、健康増進を全庁的に展開するため、健康増進に係る庁内推進本部、本部長は副町長であります。これを設置し、①全庁的な健康づくり活動の総合調整、②活動の進捗管理及び評価、③活動の推進に係る調査研究などの役割りを担っております。また、部会を設置してテーマ別に活動しておられました。

今日までの事業の評価としては、町広報誌で「せいか 365 プロジェクト」の記事を毎月掲載しており、健康づくりの取り組み情報の収集及び公表・意見交換などを行い、各課や職員に対しては職員研修の実施、健康意識の実態調査やアンケート調査を行っています。更に「せいか 365 プロジェクト」の普及状況・認知度を数値で把握する取り組みにより、少しずつであるが職員の意識も変化してきているとのことであります。また、精華いちご体操、これは月 1 回、就業前に実施しているようです。健康エコウオーク、これは毎月 1 回を実施すると共に、健康ウォーキングマップを作成して住民への普及活動の推進を図っています。

研修に参加した委員の皆さんの感想は配付資料のとおりであります。特に印象的だったのは、全庁あげて町民の健康づくりに、粘り強く取り組んでいることでもあります。

そして、取り組みにあたっては、当初、役場が計画をして町民の皆さんに各種活動に参加してもらうよう理解を求めたが当初は、なかなか理解が得られなかった。関係者の方から、「町民の方に参加してもらうことより、計画づくりから参画してもらうことが大切ではないか。」との助言もあり、考えを新たにして計画づくりから参画してもらい取り組んだ結果、各種活動に町民自らが自主的に参加するようになったとのことでもあります。

「町民参加」か「町民の参画」なのか、について思い知らされたと当時を振りかえっていても印象的でした。

このことは、全ての行政運営に共通することであり、人材育成の点からも大切なことだと再認識できた視察でありました。

尚、視察の関係資料は、議会事務局に保管してありますので、関心のある方は参考にしていただければ幸いです。

以上で、行政視察の報告を終わります。

尚、所管の調査事項は、議会閉会中も継続して調査研究いたします。

以上で、総務教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（石田茂春）

次に、産業建設常任委員長 9番：前田芳樹 議員

○9番（前田芳樹）

産業建設常任委員会の報告をいたします。

当、委員会は議会開催日の8月31日、9月7日と、会期中の9月25日、26日とで計4日間開催いたしました。

付託案件・審査の結果でございますが、別紙の通り、付託された議案については全会一致で「可決すべし」といたしました。

付託案件の審査の中で、特に議論が多かったものについて、意見、指摘した事項などを報告いたします。

まず、議第81号「平成29年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）」についてです。

役場本庁舎整備事業費（科目組替）騒音・粉塵対策補償費1,500万円についてです。近隣に工事概要説明を行ったところ騒音・粉塵に対する対策の要望が多数あり、遮音壁での対応は地形的・構造的に困難でさらに高額となることから補償費での対応としたいというものでございます。長きに及ぶ施工期間中に近隣建物がプレハブ仮事務所へ移転する費用や騒音対策として近隣建物の開口部へ防音工事を施す費用を補償費として支出したいとしているもの

でございました。

木質ペレット製造設備整備事業 3,800 万円についてです。

オガ粉製造、ストック棟の基礎地盤の一部が軟弱であることが判明したので地盤改良に 1,980 万円の追加工事が必要になったことと、計画していた研修棟（事務所）を 1,820 万円で 1 年前倒しで追加施工したいとしているものでございます。

委員会といたしましては、「なぜ用地取得の際に一部に軟弱地盤があることが分からなかったのか。こういう^{かし}瑕疵があったから比較的安く取得できたということはないのか。用地取得をする時には事前によく調べて慎重に事を進め、このようなことがないようにするべきだ。」との指摘をしました。

次に、特定有人国境離島地域雇用機会拡充事業補助金 1,437 万 6,000 円についてです。

3 事業体で 5 名の新規雇用計画で、国 50%、県 12.5%、町 12.5%、事業者 25%負担の補助事業でございます。①魚の干物・塩蔵天然ワカメの製造設備の増強で生産量と島外への出荷量を増加させ 2 名の新規雇用をするという計画でございました。②ソーセージ類の生産・販売を増やし 1 名の新規雇用をするという計画です。③イワガキ等の水産物を特殊冷凍加工して島外へ出荷し 2 名の新規雇用をするという計画でございました。

委員からの「申請要望している事業者はどこの誰か。」という問いに対し、「これから国に申請するところで、10 月下旬の国の審査と決定を経なければ間違っ申請者に影響が及んではいけないのでまだ公表はできない。」との返答でありました。

第三セクター整理事業費 運営支援補助金 3,057 万 1,000 円についてです。

株式会社共立メンテナンスとの業務委託契約を解除したことで、株式会社あいらんどは自己資金を用意しないと年度内に資金ショートが見込まれるというのでございます。平成 30 年 3 月 31 日までは島内宿泊キャパと雇用の場を確保するために株式会社あいらんどを存続させる必要性があるので運営費補助金を交付するというものでありました。

委員からの「次々といくらでも注ぎ込むことになっているが、せめて平成 29 年度末の未収金 1,500 万円はいくらか回収見込みはあるのか。」との問いに対し、「平成 28 年度末の実績額に基づいた見込み額であり、例年、年度末には未収金はあるが、これは時間差をもって回収される。」との返答でございました。

次に、特定有人国境離島地域雇用機会拡充事業補助金 観光業経営拡大、施設整備 1,200 万円についてです。

1 事業体で 1 名の新規雇用拡大計画で、国 50%、県 12.5%、町 12.5%、事業者 25%負担

の補助事業であります。民間経営のホテルが最上階にある大浴場を一階に移設し、移設後のスペースを客室に改装し、客室数を増やして収益増につなげるというものであります。

次に、議第 90 号「物品購入契約の締結について」です。

地上散布機スパウタースプレーヤー購入 885 万 6,000 円についてです。

地上散布機を使用した「松くい虫防除事業」を 20 数年来続けているが、現在の散布機は老朽化が著しく、たびたび不具合を生じるようになって来たので更新するというものです。薬剤防除の対象地域は、布施・中村・都万の 3 か所であります。

「古い機械と新しい機械では性能はアップするのか。この機械を活用する他の箇所はないのか。散布箇所を増やしてもっと活用してはどうか。」との委員からの問いに対して、「性能に大差はないが不具合は解消できる。松くい虫防除を実施しているのは県下では隠岐だけで、県の審議会ではこれに反対もある。散布箇所の拡大は難しい。」との返答でありました。

次に、所管の調査事項についてです。

株式会社あいらんの状況及び解散後の各施設の指定管理者の公募についてです。

株式会社あいらんどから業務委託を受けて施設経営をしてきた、株式会社共立メンテナンスが立替払いをしている金額 1 億 4,405 万 7,000 円は、平成 29 年 7 月 28 日に町から株式会社あいらんどへ支出され、8 月 2 日には株式会社共立メンテナンスへ支払われたといえます。町は、管理委託料の減額を申し入れしたが、株式会社共立メンテナンスは、決算も終わっていることでもあり立替金の減額はできないという回答書を送付してきたといえます。委員からは、「単年度ごとに精算をしなかったから積み上がって多大になったのではないか。」と株式会社あいらんど側の責任への指摘がありました。

次に、株式会社あいらんど解散後の平成 30 年 4 月 1 日からの施設運営に関する指定管理者の公募は、去る 7 月 26 日から 9 月 12 日の期間で行われ、10 月 3 日に選定委員会を実施して指定管理者を決定する案を出す予定にしているといえます、その後、11 月臨時議会で承認議決を求めたいという日程との説明でございました。

次に、愛の橋、八尾川橋の改修についてです。

長く懸案となっていました「愛の橋」の架け替えについて、早く対処するよう指摘をいたしました。

八尾川橋の鋼管の橋脚に腐食穴が発生して危険な状態になっているので 2 トン車以上の通行禁止で重量制限をかける、という報告を受けました。「それでは、八尾川橋が先で次に愛の橋となるのか。」と問いましたところ、「八尾川橋の方が急を要するので、そうならざるを得

ない。県は八尾川橋改修に関して平成 30 年度の予算措置で平成 30 年 4 月着工・平成 30 年 12 月完工で現在進めている。」との返答でございました。愛の橋の改築については、この 1 年で方向性を出して来年には設計に入る予定であるとの説明でございました。「港町と西町をつなぐ橋のうちで愛の橋と八尾川橋が支障をきたすとなれば、地域住民にとっては大変な問題だ。早く対処をするべきだ。」という委員からの指摘がありました。

次に、新庁舎整備事業で駐車場用地の追加取得についてです。

通路などの共用部分の面積が増加したことで駐車場用地が不足することになったので新たに水田 2,483 m²を職員駐車場用地として追加取得したいとしています。

委員からは、「職員駐車場は終末処理場用地の中で十分だと言ってきたではないか。この水田は農振地域の農地だが転用手続きは大丈夫か。庁舎用地の地形的には真北側の水田を取得した方がよいのではないか。」との指摘がございました。これに対して「追加項目によって共用部分が増加したことなどで駐車場用地が不足となった。農地転用に問題はない。真北側の水田はパイプラインの施工区域で取得できない。」との執行部説明でございました。

以上、報告といたします。

尚、所管の調査事項については、引き続き調査研究を行ってまいります。

次に、「行政視察」の報告をいたします。

当委員会は、平成 29 年 8 月 1 日から 8 月 3 日にかけて行政視察を行い、8 月 2 日に福井県高浜町役場と株式会社 福井和郷園を視察しました。

まず、新庁舎建設での検討事項についてです。

本町と同規模の自治体で最近に新庁舎を建設した参考事例として高浜町役場を視察いたしました。高浜町は 70%が山林で人口 10,599 人、平成 29 年度一般会計予算 97 億 2,000 万円の行政規模の町でありました。原子力発電所の立地で予算総額の 42%の補助金を受けて財政的には難はなく、新庁舎の建設費は当初計画では 31 億円であったものが完成時には 41 億 7,000 万円に膨らんだとのことでした。建設までのプロセスは総じて本町と同様に進められていました。構想提示から完成までに 7 年もの歳月をかけていたことはタイトなスケジュールの本町とは異なっていたところです。

耐震化は当然として、災害時拠点化では 100 トンの生活水を貯蔵できる耐震性貯水槽を設置していました。地元産の杉の大径木を小屋梁構造材に使用するなど全体的には木造仕様の建物でありました。職員が働きやすい環境づくりとして職員休憩ランチルームが設置されていました。

町民の利便性の向上については、庁内の通路の幅員・ロビー空間・コミュニティゾーンが広く取られておりました。本会議場は、最高の意思決定機関である議会の権威を尊重する様相でもありました。県議会のミニチュア版のようで対面式の傾斜型で、有線放送で全戸に本会議が生放送されて議会の可視化が図られていました。法令に基づき議会図書室も設置されておりました。

本町の新庁舎も住民目線で住民の利便性が最高になるような建物を建てることが重要で当然のことと見聞をしたところでもございました。

次に、次世代大規模施設園芸事業についてです。

株式会社 福井和郷園という民間事業体を訪問視察いたしました。36,000 m²もの広大な新型ハウスで、土を全く使わず、人口基盤マットに化成肥料の水溶液を自動制御で点滴し、水分を極限まで減らし通常の半分の大きさまで果実を縮小させ、高い糖度の特異なフルーツトマトの生産をしておりました。大規模で特殊技術の画期的な工場農園でありました。

ただ、難点は地域の雇用創出 150 人を掲げながら、人が集まらない、大多数がパートの雇用形態、42 億円もの多大な投下資本の回収には 10 年もかかる、ハウスの中の高温環境での作業は大変であるとのことでした。農業振興、新産業育成、雇用創出で大きな計画が進められていましたが、大消費地を近くに控えているからでこそ、離島隠岐の島町とでは条件が違い過ぎておりました。

とは言うものの、全天候型の周年栽培農業は時代の変容を示すもので、規模と栽培品目の種類を一考すれば本町でも参考になる点は多いと見聞をしたところでもございました。

以上、行政視察の報告といたします。

○議長（石田茂春）

次に、決算特別委員長 14 番：遠藤 義光 議員

○14 番（遠藤 義光）

決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会は議会会期中の 9 月 20 日、21 日、22 日の 3 日間、決算特別委員会を開催し、付託になった平成 28 年度決算認定案件について、所管の課長及び関係職員の出席を求め審査いたしました。

審査の結果、付託になった認定案件 14 件については、別紙のとおり全会一致で「認定すべし」といたしました。

審査の経緯及び審査過程で出された主な意見等について報告いたします。

総務費の「光ファイバー通信施設管理運営事業」であります。

町内全域に整備した光ケーブル通信網は整備後5年が経過し、今後、いろいろと不具合が発生してくると予想されるので、計画的な保守、メンテナンスを実施する必要があるとの意見がありました。

総務費の「税料金の滞納整理業務」についてであります。

税料金の徴収率は、全庁あげた取り組みの成果が伺われます。引き続き、滞納整理業務については、徴収率アップに取り組んでいただきたいと思います。

民生費の「隠岐温泉 GOKA 管理運営事業」についてであります。

利用者拡大のため一生懸命取り組んでいる成果も伺えますが、現在の施設、運営体制での利用者拡大には限界があります。更に、毎年1,000万円を超える税金を投入していることは、本町の厳しい財政状況からも、大きな決断をする時期にきていると考えられます。施設の廃止か、あるいは再整備し新たな温泉施設として活用するか、真剣に再検討すべきであるとの意見がありました。

農林水産業費の「水産加工場建設調査事業」についてであります。

水産加工場建設の調査結果では、製造品、輸送コスト、事業主体等、課題が山積しているとのことだが、6次産業化・雇用確保の視点からも適切な事業推進を図る必要があるとの意見がありました。

教育費の「小中学校一般管理運営事業」についてであります。

平成28年度の工事未執行は、しっかりと反省し取り組むべきである。今後は、児童生徒のより良い学習環境を整備するためにも、しっかりと施設の維持管理ができる体制を確立するよう指をいたしました。

教育費の「保健体育活動推進事業」についてであります。

八角部屋隠岐合宿については、実行委員会に補助金を交付して支援しているが、当初の説明では、部屋頭の地域で合宿するとのことだった。また、他の部屋が合流することも報告がなかった。当初の説明が変更される場合はしっかりと説明をすべきとの意見がありました。

教育費の「ジオパーク推進事業」についてであります。

隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定記念日の9月9日に実施している町内クリーン事業は、認定記念日であることを町民の方に周知することも目的の一つだが、平日だと事業に参加できないこともあります。より多くの町民の方に参加してもらうためにも、9月9日前後の参加しやすい日に実施すべきとの意見がありました。

決算資料の「主要施策の説明書」についてであります。

資料の内容について、統一性・客観性が見られない。事業の成果の欄についても「事業を実施した」ではなく、「実施してどうだったのか」等、客観的な評価も記載すべきであるとの意見もありました。

執行部におかれましては、今回出された意見を今後の事業展開の参考にされ、改善に向け取り組んでいただくよう、申し添えて委員会の報告といたします。

○議長（石田茂春）

以上で、「委員長報告」を終ります。

日 程 第 2. 委 員 会 の 中 間 報 告 の 件

「委員会の中間報告の件」を議題とします。

隠岐の島町議会会議規則第47条第2項の規定により、広報広聴常任委員会から調査事項の件について中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、広報広聴常任委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

広報広聴常任委員長の発言を許します。

広報広聴常任委員長 6 番：西尾 幸太郎 議員

○6番（西尾幸太郎）

広報広聴常任委員会の中間報告を行います。

当委員会は7月24日、25日、28日の3日間開催し、「議会広報おきのしま平成29年夏号」を8月17日に配布いたしました。

次に、島根県市町村議会広報研修会の報告をいたします。

市町村議会広報研修会は8月21日(月)に松江市のタウンプラザしまねにて開催され、当委員会からも2名の委員が参加いたしました。

「月刊総務」編集長の豊田健一氏を講師に「読者目線で親切な広報誌を作るには」と題し、手に取られ、読まれる広報誌の編集の考え方についての講義があり、午後からは各市町村議会の広報紙について豊田先生より改善点を指摘していただくクリニックが開催されました。

当委員会が発行した「議会だより」については、掲載する写真の意味合いやキャプションへの工夫について指摘があり、今後発行する「議会だより」では指摘された部分を改善し、より町民の皆さんに読みやすい紙面づくりに努めてまいります。

なお、研修会で配付された資料につきましては、議会事務局にも保管しておりますので、是非ご覧下さい。

また、9月12日には議会タブレットのアプリケーションのプロポーザル審査があり、委員長と副委員長が審査員として出席しました。1者の応募があり、審査の結果、東京インタープレイ株式会社の「SideBooks（サイドブックス）」が採用となりました。10月以降、管理者や議員向けの説明会も予定しておりますので、議員各位にはタブレットの導入へのご協力をお願いいたします。

今定例会中は9月19日に当委員会を開催し、「議会広報おきのしま平成29年秋号」の編集方針並びに発行の日程について協議いたしました。今後の予定は原稿の締め切りを10月20日金曜日午前中とし、10月30日に第1回編集会議を行い、嘱託員配布を11月22日といたします。

以上で、広報広聴常任委員会の中間報告を終わります。

○議長（石田茂春）

以上で、「委員会の中間報告の件」を終わります。

日 程 第 3. 討 論

これより「討論」を行います。

町長提出議案の議第81号「平成29年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）」から、認定第14号「平成28年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの28件及び本日の議事日程第1で行いました、各委員長報告を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番：村上 謙武 議員

○2番（村上謙武）

議第81号 一般会計補正予算の第三セクター整理事業費に関する新規の運営支援補助金、約3,000万円の歳出について反対の立場で討論をいたします。

反対するその理由ですが、年度途中において運営支援補助金を支出する必要性について、町民への情報公開と説明がほとんどなされていないのではないかとこの点であります。

株式会社あいらんどが運営する多くの宿泊施設等が、本町においては、きわめて公共性と

公益性の高い観光施設であると町が判断しているのであれば、そのことをしっかり町民に対し情報公開した上で、第三セクターの整理事業は進めていくべきものだと私はそう理解をしております。

つまり、議会への情報公開と説明だけで、事を進めている今の町の対応は公平性と透明性に著しく欠ける対応であると言わざるを得ないということでもあります。

さらに、平成 21 年 6 月に総務省から通知が出ております「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」に照らし合わせてみても、町の対応は不十分であると言わざるを得ないと思っております。

以上の理由で、新規の運営支援補助金を 9 月議会での補正で認める事は時期尚早であり、現時点で町民の理解は到底得られるものではないと判断されますので、私は反対をいたします。議員の皆様におかれましても、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（石田茂春）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「賛成討論なし」と認めます。

他に、討論はありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で、「討論」を終ります。

日 程 第 4. 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

始めに、町長提出議案の議第 81 号「平成 29 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 3 号）」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立「多数」であります。

したがって、議第 81 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 82 号「平成 29 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）」から、議第 86 号「平成 29 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」ま

での5件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第82号から議第86号までの5件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第87号「隠岐の島町定住奨学資金貸与条例の一部を改正する条例」から議第91号「工事請負契約の締結について〔防災行政無線デジタル化整備工事〕」までの5件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第87号から議第91号までの5件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、諮問第1号から諮問第3号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決します。

本案は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、諮問第1号から諮問第3号はお手元に配付しました意見のとおり答申することに決定いたしました。

次に、認定第1号「平成28年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第14号「平成28年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの決算認定関係14件を一括して採決します。

本案に対する決算特別委員長報告は「認定」です。

本案を、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、認定第1号から認定第14号までの14件は委員長報告のとおり認定されました。

次に、請願第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書を政府等に提出することを求める請願」について採決いたします。

この請願について、委員長報告は「採択」です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、請願第1号は委員長報告のとおり決定することにいたしました。

以上で、「採決」を終ります。

日 程 第 5. 議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日、お手元に配付のとおり、2件の議案が議員及び委員会提案されました。

隠岐の島町議会会議規則第14条の規定による、議員及び委員会提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました、発委第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書」について提出者から「提案理由の説明」を求めます。

12番：総務教育民生常任委員長 高宮 陽一 議員

○12番（ 高 宮 陽 一 ）

それでは、発委第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書」について、提案理由の説明を行います。

今日の「委員長報告」でさせていただきましたが、今、地方自治体では「人口減少対策」や「総合戦略」、また本町においても「国境離島特措法」など、新たな財政負担も発生するなど大変厳しい状況ございます。

そういう意味から地方財政の確立は最重要課題であり、そのためこの内容につきまして、政府にこの事項の実現をするために要望してまいりたいと考えております。

提出先ですが、内閣総理大臣・内閣官房長官・総務大臣・財務大臣・経済産業大臣・内閣府特命担当大臣でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（ 石 田 茂 春 ）

以上で、「提案理由の説明」を終ります。

これより、「質疑」を行います。

「質疑」はありませんか。

(「なし」 の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行います。

「討論」はありませんか。

(「なし」 の声を確認)

「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は起立によって行います。

「発委第4号」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

したがって、発委第4号は原案のとおり「可決」されました。

次に、発議第1号「県費負担教職員人事権に係る現行制度の堅持を求める意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

14番：遠藤 義光 議員

○14番（ 遠藤 義光 ）

発議第1号 「県費負担教職員人事権に係る現行制度の堅持を求める意見書」について、「提案理由の説明」をいたします。

現在、松江市・出雲市から島根県に対し、県費負担教職員の人事権を当該市に移譲するよう要望がなされております。

この2つの市の要望が実現するようなことになれば、当町にとっても町立小中学校の教員の安定的確保や適切な教員配置に著しい支障が生ずる恐れがあり到底、容認できるものではありません。今後とも島根県全体の教育水準を維持し、町村立小中学校が安定的に運営できるよう、県費負担教職員人事権に係る現行制度を堅持されることを強く要望するため、県知事・県教育長に対し、地方自治法第99条に基づき、別紙、意見書を提出するものであります。

全議員のご賛同をいただくようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（ 石田 茂春 ）

以上で、「提案理由の説明」を終ります。

これより、「質疑」を行います。

「質疑」はありませんか。

(「なし」 の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行います。

「討論」はありませんか。

(「なし」 の声を確認)

「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は起立によって行います。

「発議第1号」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

したがって、発議第1号は原案のとおり「可決」されました。

以上で、「議員提出議案の上程及び審議」を終ります。

日 程 第 6. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

各常任委員長・特別委員長から、審査を終えることのできなかつた事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査・調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認めます。

よって、各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終ります。

日 程 第 7. 議員派遣の件

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、「議員派遣の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全部議了いたしました。

本日はこれをもって散会し、平成29年第3回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

(閉 会 宣 告 11時51分)

以 下 余 白

以上会議の次第は、事務局長が調製したものであるが、その内容は正確であるのでこれを証明するために、ここに署名をする。

平成 29年 月 日

隠岐の島町議会議長

隠岐の島町議会議員

隠岐の島町議会議員